

平成29年5月 日

(案)

輪島市津波避難計画



輪島市

目 次

第1章 総則

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 用語の意味・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 津波避難対象地域における避難計画

- 1 津波避難対象地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 津波の浸水想定区域及び到達予想時間の設定・・・・ 3
- 3 避難可能距離の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 避難計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 初動体制

- 1 市職員の参集及び配備態勢等・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- 2 災害応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9

第4章 津波情報等の収集・伝達

- 1 津波情報等の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2

第5章 避難指示等の発令及び避難誘導等

- 1 避難指示等の発令及び避難誘導等・・・・・・・・・・・・ 2 4
- 2 避難誘導体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7

第6章 津波対策の教育・啓発

- 1 津波対策の教育・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8
- 2 住民の防災に関する知識の向上・・・・・・・・・・・・ 2 8
- 3 職員に対する防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8
- 4 学校教育における防災教育・・・・・・・・・・・・・・ 2 9

第7章 避難訓練

- 1 避難訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 0
- 2 防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 0

第8章 その他の留意事項

- 1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1
- 2 避難行動要支援者の避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1

第1章 総則

1 目的

この計画は、本地域へ影響がある津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの間、住民等の生命と身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意味

この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域をいう。なお、「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深のことをいう。

(2) 津波の高さ

津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時に津波がなかったとした場合の潮位との差をいう。

(3) 浸水深

津波などで浸水した際の、水面から地面までの深さをいう。

(4) 痕跡高

津波がない場合の潮位から、津波痕跡までの高さをいう。

(5) 遡上高

津波が、海岸から内陸へかけ上がるときの高さをいう。

(6) 津波避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定するもので、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定するものをいう。

(7) 避難困難地域

津波の到達時刻までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

(8) 避難路

避難する場合の道路で、市が指定するものをいう。

(9) 避難経路

避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定するものをいう。

(10) 指定緊急避難場所（津波）

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。市が指定するもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「指定避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。

(11) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、一時的に生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも「指定緊急避難場所」とは一致しない。

(12) 津波避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する。

(13) 指定避難所

住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設をいう。市が指定するもので、食料、飲料水、毛布、その他避難生活に必要な物資等が整備されているものをいう。

(14) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFM等を自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムをいう。

(15) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要するものをいう。

(16) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

第2章 津波避難対象地域における避難計画

1 津波避難対象地域

津波避難対象地域は、次の点に留意し指定する。

- (1) 範囲の指定には、津波浸水想定区域にバッファゾーン(余裕域)を含める。
- (2) 原則として行政区名の単位による。(別表1)

2 津波浸水想定区域及び到達予想時間の設定

津波浸水想定区域は、平成24年4月に県が公表した「石川県津波浸水想定区域図」に基づき、本市が作成した「津波ハザードマップ」により設定する。

なお、石川県が実施している波源ごとの津波浸水シミュレーションにおいて、本市に影響が想定されている津波の概要は次のとおりである。

(1) 日本海東縁部を波源とする津波の概要

考え得る最大の規模を想定するため、大小4つの断層帯が同時にずれると想定し、断層長167km(マグニチュード7.99)と設定している。

また、本市において最も津波の浸水面積が大きいと考えられるものは、本波源による津波であり、本計画はこの被害想定に基づき作成するものとする。

・日本海東縁部を波源とする津波浸水シミュレーション結果

	海岸付近の最大津波高	浸水面積	推計域内人口	第一波到達予想時間
輪島市 (舳倉島)	5.5m (7.1m)	3.29 km ²	6,500 人	41分～57分 (24分)

(2) 能登半島東方沖を波源とする津波の概要

考え得る最大の規模を想定するため、3つの断層帯が同時にずれると想定し、断層長82km(マグニチュード7.58)と設定している。

また、本市において津波の海岸等への第一波到達時間が最も短いと考えられるものは、本波源による津波であり、本計画はこの第一波到達時間に基づき作成するものとする。

・能登半島東方沖を波源とする津波浸水シミュレーション結果

	海岸付近の最大津波高	浸水面積	推計域内人口	第一波到達予想時間
輪島市 (舳倉島)	2.9m (3.5m)	1.60 km ²	3,600 人	32分～57分 (30分)

(3) 石川県西方沖を波源とする津波の概要

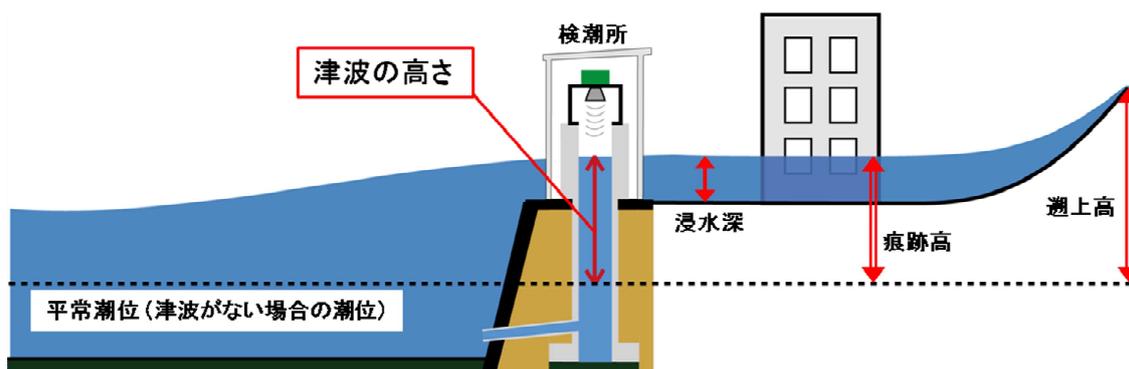
考え得る最大の規模を想定とするため、3つの断層帯が同時にずれること、及び断層長は65km（マグニチュード7.44）としている。

本波源による津波は、加賀市から金沢市地域に向けて波が伝播し、本市には回り込んで伝播するため、想定される被害は日本海東縁部及び能登半島東方沖を波源とする津波に比べ比較的影響は小さいものとなる。

・石川県西方沖を波源とする津波浸水シミュレーション結果

	海岸付近の最大津波高	浸水面積	推計域内人口	第一波到達予想時間
輪島市 (舳倉島)	2.0m (1.6m)	1.13 km ²	2,300 人	35分～60分 (30分)

・津波の高さと浸水深、痕跡高、遡上高の関係



【出典：気象庁ホームページ (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/faq/faq26.html>)】
「検潮所における津波の高さと浸水深、痕跡高、遡上高の関係」（気象庁ホームページより）

3 避難可能距離の設定

津波が到達するまでの予想時間と歩行速度から避難可能距離を設定する。

津波が到達するまでの予想時間は「2 津波の浸水想定区域及び到達予想時間の設定」の32分と設定する。

歩行速度は1.00m/秒を目安とし、最長で500m程度を目安とする。

ただし歩行困難者、身体障害者、乳幼児などは、さらに歩行速度が低下することも考慮する必要がある。

避難を開始するまでの時間は、地震発生後5分間とする。

なお、この設定はより遠方へ避難することを制限するものではない。

これらのことから、輪島市における避難可能距離は以下のとおりとする。

避難可能距離（範囲）
＝（歩行速度）×（第一波が到達するまでの予想時間－避難を開始するまでの時間）
＝1.0m/秒（32分－5分）

※ ただし、舳倉島においては日本海東縁部を波源とする津波の第一波が到達するまでの予想時間の24分とする。

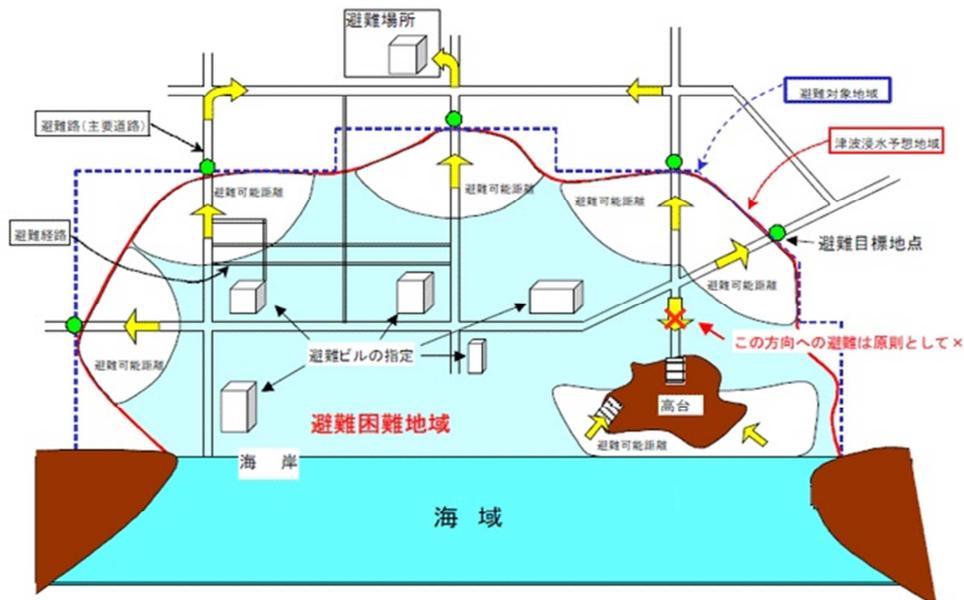
4 避難計画の作成

避難対象地域の設定、避難目標地点、避難路・避難経路の指定及び設定、指定緊急避難場所（津波）、避難困難地域の設定、津波避難ビル等は次頁及び別表2のとおりとする。

また、指定避難所、指定緊急避難場所、津波避難ビルが指定されていない地区においては、今後、自主防災組織、住民等により実情を考慮して避難目標地点を設定するように努める。

(1) 津波避難困難地域の設定

輪島市における津波避難困難地域は、以下の手法で指定するとともに、指定された津波避難困難地域に対しては、津波避難ビル等の指定など避難方法の検討を行う。



<p>避難困難地域の設定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は自主防災組織や住民等と十分に協議したうえで、避難困難地域を設定することとする。 ・避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。ただし以下の場合においては車両の使用を認めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者等で徒歩での避難が困難な場合 (2) 遠隔地の避難所へ早急に避難する必要があると認められる場合 ・災害の発生時間帯や積雪寒冷期にも留意して訓練による検証を行うよう努める。
<p>避難路・避難経路の指定および設定について</p> <p>※別表3 災害時重要避難路線 参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の目標とする地点まで最も短時間で到達できる経路を設定するが、国・県道等安全性の高い経路を定めることが重要であり、次の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 家屋の倒壊等により避難できないことも考えられることから、避難路、避難経路は、国・県道等のできる限り幅員が広く、かつ迂回路等が確保されていること。 (2) 津波が予測よりも早く到達する可能性があること、河川を遡上すること等が考えられることから、海岸沿いや河川沿いの道路を指定、設定することはできる限り避けること。 (3) 津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定・設定すること。(海岸方向に高台等がある場合であっても、できる限り海岸方向への避難は避ける。) (4) 気象条件により通行が困難になる避難路、避難経路はできる限り避けること。

(2) 津波避難困難地域の抽出

避難困難地域は、避難対象地域のうち、津波到達予想時間と避難する歩行速度から、避難目標地点又は指定緊急避難場所等まで避難することが困難な地区を抽出するものとする。

なお、本市においては避難可能距離の目安を500mとするが、車両での避難も認めていることから、実際に避難が困難となる地域はないと判断している。

ただし、積雪時などの気象状況やイベントの開催時等においては、避難が困難となる場合も考え、今後、避難訓練やワークショップ等による実施結果を踏まえて、随時検討を加えるものとする。

別表 1

避難対象地区	行政区名	指定避難所 指定緊急避難場所	津波避難ビル 避難目標地点
河井地区	本町 1	サン・アリーナ	ルートイン輪島 夢セゾンビル 奥能登土木総合事務所
	本町 2	一本松総合運動公園	
	本町 2 浜	一本松ゲートボール場	
	本町 3	健康ふれあい広場	
	上本町	旧松陵中学校 (体育館)	
	川端	旧松陵中学校 (グラウンド)	
	森の下	旧松陵中学校 (テニスコート)	
	大町	ふれあい健康センター	
	若葉	輪島高等学校 (体育館)	
	伊右エ門	輪島高等学校 (グラウンド)	
	御蔵	河井小学校 (体育館)	
	丁字	河井小学校 (グラウンド)	
	旭町	ふらっと訪夢	
	本田町		
	中田町		
	新田町		
	大馬場		
	馬場		
	馬場元		
	東馬場		
	新町		
	中浜		
	中浜東		
	錦川		
	諏訪		
	諏訪南		
	春日		
	巴		
	さくら町		
	重蓮		
弥生 1			
弥生 2			

避難対象地区	行政区名	指定避難所 指定緊急避難場所	津波避難ビル 避難目標地点
河井地区	観音南	サン・アリーナ	ルートイン輪島 夢セゾンビル 奥能登土木総合事務所
	観音	一本松総合運動公園	
	青葉ヶ丘	一本松ゲートボール場	
	自衛隊	健康ふれあい広場	
	矢田	旧松陵中学校（体育館）	
	小峰山	旧松陵中学校（グラウンド）	
	駅前1	旧松陵中学校（テニスコート）	
	駅前2	ふれあい健康センター	
	駅前3	輪島高等学校（体育館）	
	常盤1	輪島高等学校（グラウンド）	
	常盤2	河井小学校（体育館）	
	常盤3	河井小学校（グラウンド）	
	常盤4	ふらっと訪夢	
	馬場崎		
	栄町		
	緑町		
	上川		
	河原町		
	中央通3		
	祇園		
祇園西			
五月			
マリンタウン			
鳳至地区	畠田東	天神山広場	輪島地方合同庁舎 輪島宿舎3号棟
	畠田南	鳳来山公園	
	鳳南	ホテル八汐 駐車場	
	稲荷東1	鳳至公民館（体育館）	
	稲荷東2	鳳至小学校（体育館）	
	稲荷東3	鳳至小学校グラウンド	
	稲荷東4	夕陽ヶ丘防災拠点施設	
	稲荷南		
	稲荷西1		
	稲荷西2		

避難対象地区	行政区名	指定避難所 指定緊急避難場所	津波避難ビル 避難目標地点
鳳至地区	上町南	天神山広場	輪島地方合同庁舎 輪島宿舎3号棟
	上町北	鳳来山公園	
	末広南	ホテル八汐 駐車場	
	末広北	鳳至公民館（体育館）	
	住吉西	鳳至小学校（体育館）	
	住吉中	鳳至小学校グラウンド	
	住吉東	夕陽ヶ丘防災拠点施設	
	石浦		
	寺山岸		
	日吉山		
	鳳来		
	鳳至丁南		
	鳳至丁北		
	鳳本南		
	鳳本北		
	浜町上		
浜町下			
堀町（夕陽ヶ丘）			
海士地区	海士町 1~13		
	舳倉島	舳倉島開発総合センター 舳倉島給水タワー	
輪島崎地区	輪島崎町宮町	天神山広場	住宅地裏の高台
	輪島崎町仲町		
	輪島崎町寺町		
大屋地区	新橋通	輪島中学校（体育館）	輪島地方合同庁舎 奥能登土木総合事務所 日吉山高台 夕陽ヶ丘高台 住宅地裏の高台
	堀町	輪島中学校（グラウンド）	
	二ツ屋町	大屋小学校（体育館）	
	小伊勢町	大屋小学校（グラウンド）	
	光浦町	大屋公民館	
	鶺入町		
	二勢町		

避難対象地区	行政区名	指定避難所 指定緊急避難場所	津波避難ビル 避難目標地点
鵜巣地区	稲舟町	鵜巣小学校（体育館）	住宅地裏の高台
	惣領町	鵜巣小学校（グラウンド）	
	大野町	ふれあいプラザ鵜巣	
	深見町	輪島高等学校稲舟校舎グラウンド 鵜巣公民館	
町野地区	寺地	町野公民館	岩倉寺に至る市道 千体地藏堂入口 岩倉山遊歩道入口 春日神社境内 住宅地裏の高台
	敷戸	町野小学校（体育館）	
	上時国	町野小学校（グラウンド）	
	下時国	東陽中学校（体育館）	
	曾々木	東陽中学校（グラウンド）	
	大川	町野野球場	
	伏戸	町野テニスコート	
	東大野	町野グラウンドゴルフ場	
南志見地区	白米町	南志見公民館	市道高巣線 市道野田線 奥津姫神社境内 名舟寺境内 住宅地裏の高台
	名舟町	南志見小学校（体育館）	
	尊利地町	南志見小学校（グラウンド）	
	小田屋町	千枚田ポケットパーク	
	里町	南志見グラウンドゴルフ場	
	渋田町		
西保地区	上大沢町	旧西保小学校（体育館） 旧西保小学校（グラウンド）	日吉神社 輪島・浦上線高台 住宅地裏の高台 自然休養村センター
	大沢町		

避難対象地区	行政区名	指定避難所 指定緊急避難場所	津波避難ビル 避難目標地点
門前町 仁岸地区	劔地	旧仁岸小学校（体育館） 旧仁岸小学校（グラウンド）	住宅地裏の高台
	大泊	劔地公民館 劔地原子力災害防護施設	
	腰細	馬渡地区集会所	
	赤神	もんぜん文化村セミナーハウス もんぜん文化村緑地広場	
門前町 阿岸地区	藤浜	阿岸公民館	住宅地裏の高台
	池田	南農村公園	
	北川		
門前町 黒島地区	此花町 1	黒島公民館	住宅地裏の高台
	此花町 2	黒島公民館広場	
	高見町	門前西小学校（体育館）	
	本町	門前西小学校（グラウンド）	
	港町		
	中町		
	浜町		
	松原町		
門前町 諸岡地区	栄町	諸岡公民館	住宅地裏の高台
	鹿磯	門前西小学校（体育館） 門前西小学校（グラウンド）	
	深見	道下農村公園	
門前町 七浦地区	皆月	七浦基幹集落センター	住宅地裏の高台
	五十洲		
	吉浦		
	大滝		
	鶉山		
	餅田		

※ 各行政区における避難先については避難訓練やワークショップ等の実施結果に基づき選定するものとする。

別表 2

指定緊急避難場所（避難対象地域のみ）

対象地区	施設名	避難先タイプ	収容人員(人)
河井地区	サン・アリーナ	施設	1,256
〃	河井小学校（体育館）	施設	2,518(※1)
〃	旧松陵中学校（体育館）	施設	568
〃	輪島高等学校（体育館）	施設	1,587
〃	ふれあい健康センター	施設	390(※1)
〃	ふらっと訪夢	施設	108
〃	一本松総合運動公園	屋外	68,109
〃	健康ふれあい広場	屋外	6,018
〃	一本松ゲートボール場	屋外	1,330
〃	旧松陵中学校（グラウンド）	屋外	13,203
〃	旧松陵中学校（テニスコート）	屋外	1,954
鳳至地区	鳳至公民館	施設	778(※1)
〃	鳳至小学校（グラウンド）	屋外	7,283
〃	鳳至小学校（体育館）	施設	1,213(※1)
〃	ホテル八汐駐車場	屋外	660(※1)
〃	舳倉島開発総合センター	施設	63
〃	舳倉島給水タワー	施設	58
〃	夕陽ヶ丘防災拠点施設	施設	50
海士地区	鳳来山公園	屋外	10,123
輪島崎地区	天神山広場	屋外	2,094
大屋地区	大屋小学校（体育館）	施設	364
〃	輪島中学校（旧上野台中学校体育館）	施設	589
〃	旧二俣小学校（グラウンド）	屋外	1,530
〃	大屋公民館	施設	99
〃	大屋小学校（グラウンド）	屋外	323
〃	輪島中学校（旧上野台中学校グラウンド）	屋外	8,078
鵜巣地区	鵜巣小学校（体育館）	施設	389
〃	鵜巣小学校（グラウンド）	屋外	2,808
〃	ふれあいプラザ鵜巣	施設	33
〃	輪島高等学校稲舟校舎（グラウンド）	屋外	12,264
町野地区	町野公民館	施設	150
〃	町野小学校（体育館）	施設	470
〃	東陽中学校（体育館）	施設	512

町野地区	町野小学校（グラウンド）	屋外	4,769
対象地区	施設名	避難先タイプ	収容人員(人)
町野地区	東陽中学校（グラウンド）	屋外	5,447
〃	町野野球場	屋外	10,904
町野地区	町野テニスコート	屋外	1,778
〃	町野グラウンドゴルフ場	屋外	4,329
南志見地区	南志見小学校（体育館）	施設	225
〃	南志見公民館	施設	450
〃	南志見小学校（グラウンド）	屋外	2,254
〃	南志見ゲートボール場	屋外	787
西保地区	旧西保小学校（体育館）	施設	447
〃	旧西保小学校（グラウンド）	屋外	4,461
仁岸地区	馬渡地区集会所	施設	50
〃	劔地公民館	施設	140
〃	もんぜん文化村セミナーハウス	施設	162
〃	旧仁岸小学校（グラウンド）	屋外	3,176
阿岸地区	阿岸公民館	施設	173
〃	もんぜん文化村公園	屋外	6,005
〃	南農村公園	屋外	684
黒島地区	黒島公民館	施設	106
〃	黒島公民館広場	屋外	666
諸岡地区	諸岡公民館	施設	165
〃	門前西小学校（体育館）	施設	359
〃	門前西小学校（グラウンド）	屋外	3,957
〃	道下農村公園	屋外	2,303
七浦地区	七浦基幹集落センター	施設	42

津波避難ビル

対象地区	施設名	避難先タイプ	収容人員(人)
河井地区	石川県奥能登土木総合事務所	施設	550
〃	ホテル ルートイン輪島	施設	236
〃	夢セゾンビル	施設	115(※1)
鳳至地区	輪島地方合同庁舎	施設	803
〃	北陸財務局輪島宿舎3号棟	施設	130

※1 津波避難に対する避難場所として、廊下等も避難可能エリアとし、収容人員の算定を2.0 m²/人から1.0 m²/人に変更する。

別表 3

災害時重要避難路線（市道）※避難対象地区のみ

路線名	指定区間(m)	利用対象区域	未指定区間(m)
小伊勢ニッ屋	884.6	小伊勢町～ニッ屋町	0.0
市役所前通	1,043.1	堀町～河井町	0.0
鳳至川岸	1,041.8	堀町～鳳至町下町	0.0
河井町川岸	1,120.0	河井町～河井町	0.0
鳳至町通	719.9	鳳至町上町～堀町	0.0
一本松公園下	525.4	河井町～河井町	0.0
鳳至町河井町	797.9	鳳至町上町～河井町	0.0
鳳来鴨ヶ浦	501.0	鳳至町石浦町～輪島崎町	840.8
重蓮青葉ヶ丘	597.5	河井町～河井町	0.0
河井山岸	427.4	河井町～山岸町	0.0
気勝平1号	742.3	気勝平町～気勝平町	0.0
小伊勢宅田	681.2	小伊勢町～宅田町	0.0
上野台1号	559.5	ニッ屋町～宅田町	0.0
杉平山岸	528.0	山岸町～山岸町	0.0
矢田ヶ谷内	314.4	河井町～河井町	0.0
大沢1号	274.4	大沢町～大沢町	0.0
西二又1号	991.8	西二又町～西二又町	0.0
小池下山	3,188.8	小池町～下山町	0.0
美谷1号	2,264.8	光浦町～美谷町	0.0
水守房田	2,579.6	金屋谷町～長井町	0.0
房田1号	2,470.5	長井町～房田町	0.0
上黒川	2,378.9	下黒川町～上黒川町	0.0
縄又1号	1,689.3	縄又町～縄又町	0.0
小伊勢1号	959.9	小伊勢町～小伊勢町	0.0
稲屋1号	1,091.6	稲屋町～稲屋町	0.0
堀釜屋谷	769.4	鳳至町稲荷町～釜屋谷町	0.0
釜屋谷水守	813.0	釜屋谷町～水守町	0.0
滝又別所	2,734.0	滝又町～空熊町	0.0
房田2号	825.3	房田町～房田町	367.7
駅前大平	2,508.3	河井町～久手川町	0.0
塚田久手川	1,965.1	河井町～久手川町	0.0
稲舟神社	1,014.4	稲舟町～稲舟町	0.0
大野1号	1,224.6	大野町～大野町	0.0
嶽登山	1,310.0	大野町～大野町	4,130.3
惣領1号	863.9	惣領町～惣領町	0.0
惣領2号	1,062.8	惣領町～惣領町	0.0
惣領4号	260.5	惣領町～惣領町	0.0
惣領5号	231.6	惣領町～惣領町	0.0
深見1号	1,041.0	惣領町～深見町	0.0
深見2号	746.2	深見町～深見町	0.0

路線名	指定区間(m)	利用対象区域	未指定区間(m)
名舟1号	1,967.4	名舟町～名舟町	0.0
尊利地1号	1,361.8	尊利地町～尊利地町	0.0
小田屋東山里	8,160.4	小田屋町～里町	0.0
西院内1号	1,096.0	里町～西院内町	295.9
西山1号	2,768.7	東印内町～西山町	0.0
西山2号	1,210.5	西山町～西山町	0.0
渋田1号	1,228.4	渋田町～渋田町	0.0
白米名舟	1,957.0	白米町～名舟町	948.1
大川舟木谷峠	3,876.7	町野町大川～町野町川西	0.0
大川川西	3,021.8	町野町大川～町野町川西	0.0
敷戸東大野	2,209.2	町野町敷戸～町野町東大野	0.0
粟蔵鈴屋	753.8	町野町粟蔵～町野町鈴屋	0.0
粟蔵井面	1,266.2	町野町粟蔵～町野町井面	0.0
川西桶戸	1,958.3	町野町川西～町野町寺山	0.0
佐野1号	1,371.0	町野町佐野～町野町佐野	160.3
真久徳成谷内	1,508.0	町野町真久～町野町徳成谷内	522.5
金蔵北円山	3,654.0	町野町金蔵～町野町北円山	1,155.4
大久保1号	3,519.0	町野町寺山～町野町寺山	0.0
鈴屋寺山	2,954.6	町野町鈴屋～町野町寺山	0.0
杉ノ木	2,360.6	町野町寺山～町野町寺山	0.0
申ヶ場	3,615.8	町野町寺山～町野町寺山	0.0
広江4号	402.5	町野町広江～町野町広江	0.0
川西1号	540.8	町野町川西～町野町川西	0.0
広江5号	142.1	町野町広江～町野町広江	0.0

路線名	指定区間(m)	利用対象区域	未指定区間(m)
暮坂	2,039.1	暮坂	0.0
皆月藻浦	747.9	皆月	609.3
百成大角間鷓山	2,972.2	百成大角間	0.0
五十洲吉浦	2,038.5	五十洲、吉浦、矢徳	0.0
河南町	400.8	餅田	0.0
吉浦	506.7	吉浦	0.0
五十洲	756.3	五十洲	0.0
五十洲深見	9,737.0	五十洲、吉浦、六郎木、深見	0.0
樽見	1,823.9	樽見	0.0
和田中谷内	5,123.5	中谷内、大久保	0.0
和田中谷内	1,831.3	中谷内、大久保	0.0
走出田村	232.5	和田	0.0
走出田村	2,772.2	和田、高根尾、田村	0.0
館小石	3,699.2	館、広岡	0.0
館小石	4,660.3	南山、小石	0.0
鬼屋西中尾	2,435.1	鬼屋、西中尾	0.0
深田栃木	1,930.3	深田、栃木	0.0
栃木	360.2	栃木	0.0
館本市	2,544.4	館、日野尾、広瀬、本市	0.0
道下深見	1,290.5	深見、鹿磯	0.0
道下深見	2,131.5	深見	0.0
道下深見	623.6	深見	341.5
道下黒島	1,493.6	道下	0.0
黒島本町	1,446.1	黒島	0.0
池田藤浜	1,044.8	池田	0.0
鍛冶屋新町	1,668.1	鍛冶屋	0.0
椎木飯川谷	2,278.8	椎木、北浦、飯川谷	0.0
赤神劔地	2,075.1	赤神、劔地	0.0
劔地本町	1,039.1	劔地	0.0
飯川谷切狭	919.4	飯川谷	0.0
飯川谷切狭	1,329.6	飯川谷、切狭	0.0
馬場木原月	1,049.2	木原月	0.0
馬場木原月	1,620.6	木原月	0.0
切狭久川	2,190.0	切狭	0.0
清沢馬渡	1,533.6	清沢、馬渡	0.0
深谷滝町	2,911.9	木原月、大釜	0.0
腰細台地	467.3	腰細	0.0
腰細集落道	252.0	腰細	0.0

災害時重要避難路線（国道・県道等）※避難対象地区のみ

路線規格	路線名	指定区間(m)
指定国道	(国)470号	335
指定外国道	(国)249号	53,575
主要地方道	(主)七尾輪島線	15,221
	(主)宇出津町野線	8,176
	(主)穴水門前線	8,822
	(主)輪島山田線	9,039
	(主)輪島浦上線	24,744
	(主)珠洲里線	11,725
	(主)穴水劔地線	11,158
	(主)輪島富来線	14,479

一般県道	(一)輪島港線	1,062
	(一)池田江崎線	4,889
	(一)久川馬場線	5,425
	(一)小滝北川線	5,012
	(一)鹿磯港道下線	895
	(一)五十洲亀部田線	12,771
	(一)滝又三井線	4,690
	(一)漆原下出線	4,296
	(一)与呂見藤波線	970
	(一)五十里深見線	3,888
	(一)柳田里線	5,912
	(一)金蔵川西線	3,616
	(一)柏木穴水線	7,029

第3章 初動体制

1 市職員の参集及び配備態勢等

輪島市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置に係る配備態勢及び基準等（以下「配備態勢及び基準等」という。）は、次のとおりとする。

配備態勢及び基準等

配 備 態 勢		基 準	動員対象職員	
災 害 対 策 本 部 設 置 前	注意配備態勢 ・ 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制 (配備基準：注意配備) 責任者：総務部長 副責任者：防災対策課長	—	・ 防災対策課職員 (自宅待機) (輪島市災害対策本部 条例施行規則による。)	
	警戒配備態勢 ・ 災害対策本部の設置に備える体制 (配備基準：警戒配備) 責任者：総務部長 副責任者：防災対策課長	警 戒 配 備 I	・ 気象庁が石川県能登予報区に 津波注意報 を公表したとき。 その他市長が必要と認め たとき。	・ 防災対策課職員 ・ 門前総合支所地域振興課職員 (責任者が被害の状況〔予測を含む。〕等から判断して、災害応急対策に必要な範囲の動員対象職員を指名したときは、当該対象職員)
		警 戒 配 備 II	・ 気象庁が石川県能登予報区に 津波警報 を公表したとき。 その他市長が必要と認め たとき。	・ 防災対策課職員 ・ 門前総合支所地域振興課職員 ・ 各課職員 (輪島市災害対策本部 条例施行規則による。)

災 害 対 策 本 部 設 置 後	災害対策本部設置態勢 (配備基準：非常配備) 本部長：市長 副本部長：副市長	・気象庁が石川県能登予報区に 大津波警報 を発表し、市の区域内に相当規模の津波災害の発生が予想され、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 市の区域内に災害救助法の規定を適用する津波災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 市の区域内に津波災害が発生し、その規模、範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。	・全職員 (本部長が災害発生〔予測を含む。〕規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指名したときは、当該対象職員) ※地域活動拠点施設 門前地区：門前総合支所 町野地区：町野支所 南志見地区：南志見出張所 三井地区：三井出張所 西保地区：西保出張所
---	---	--	--

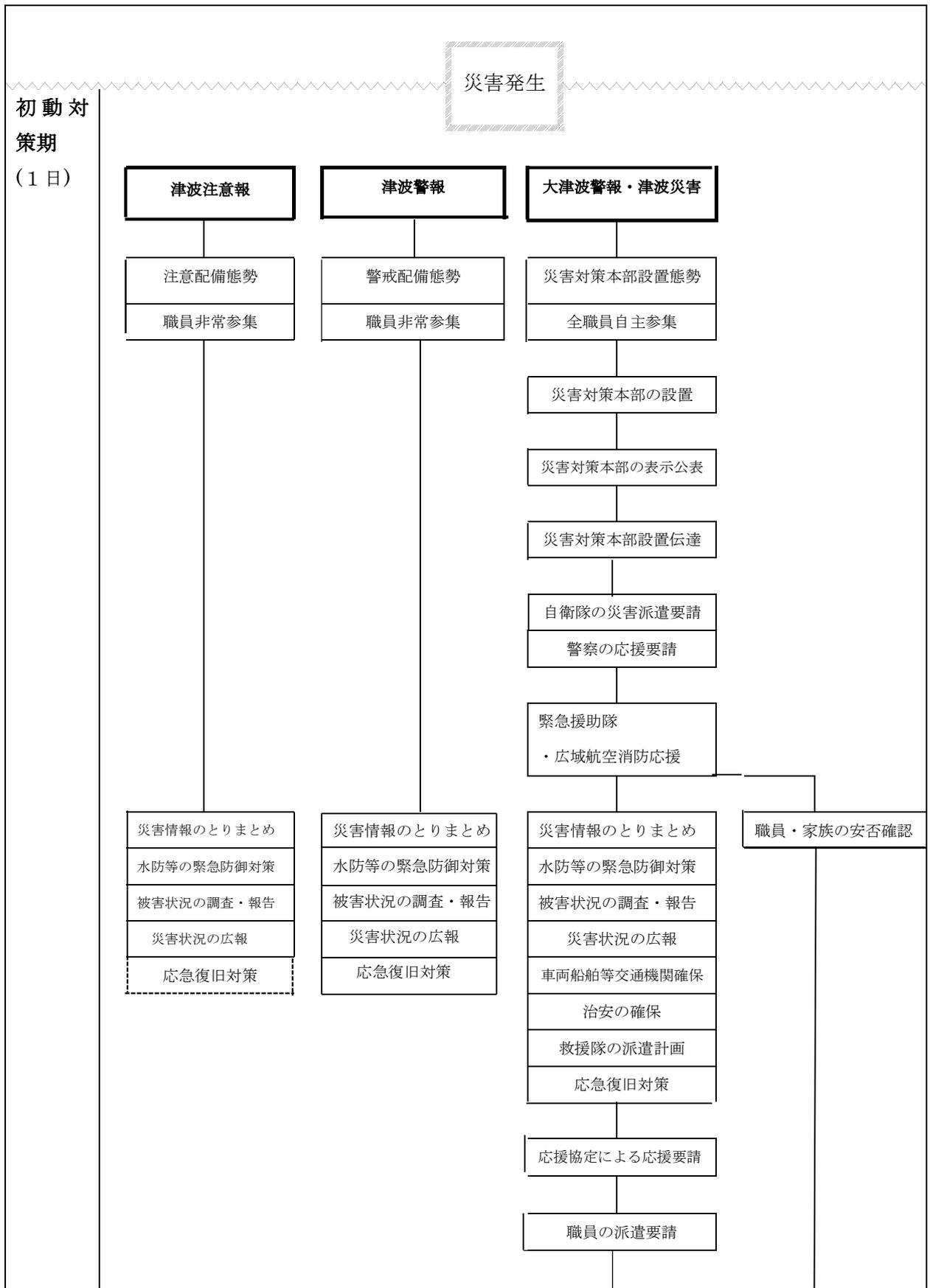
2 災害応急対策計画

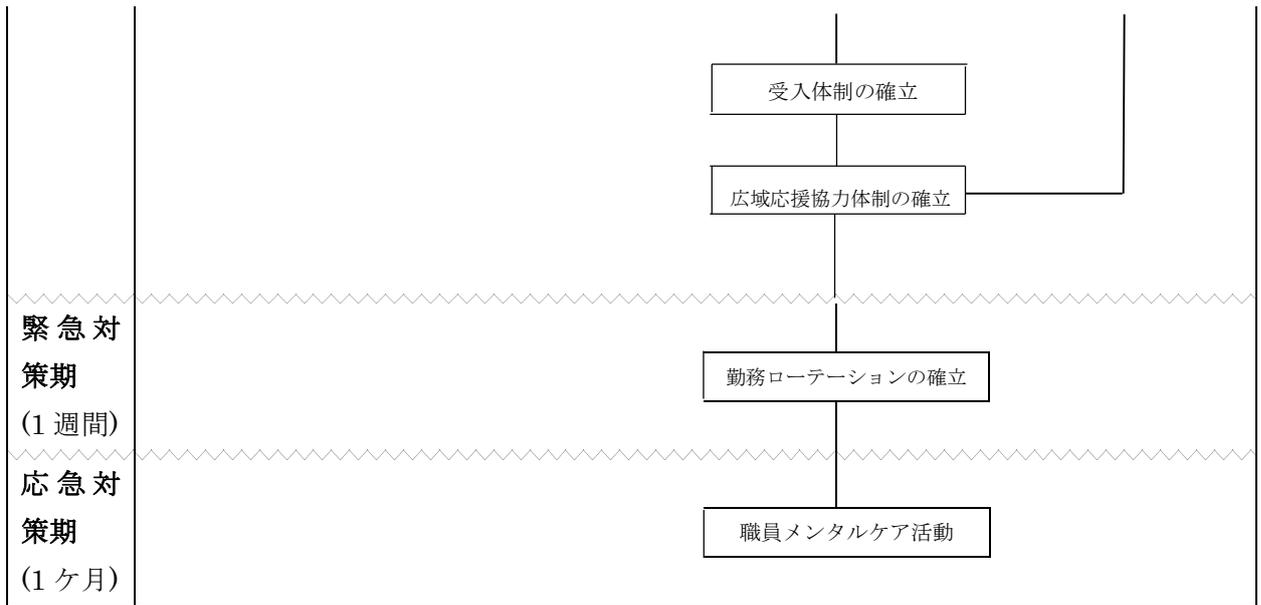
津波災害の発生に伴う災害応急対策を迅速、適時かつ的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、**初動対策期**（発生から1日程度）、**緊急対策期**（1週間程度まで）、**応急対策期**（1ヶ月程度まで）の3期に分類整理して、災害応急対策計画を策定する。

特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう、十分配慮するものとする。

災害応急対策による初動体制のフロー



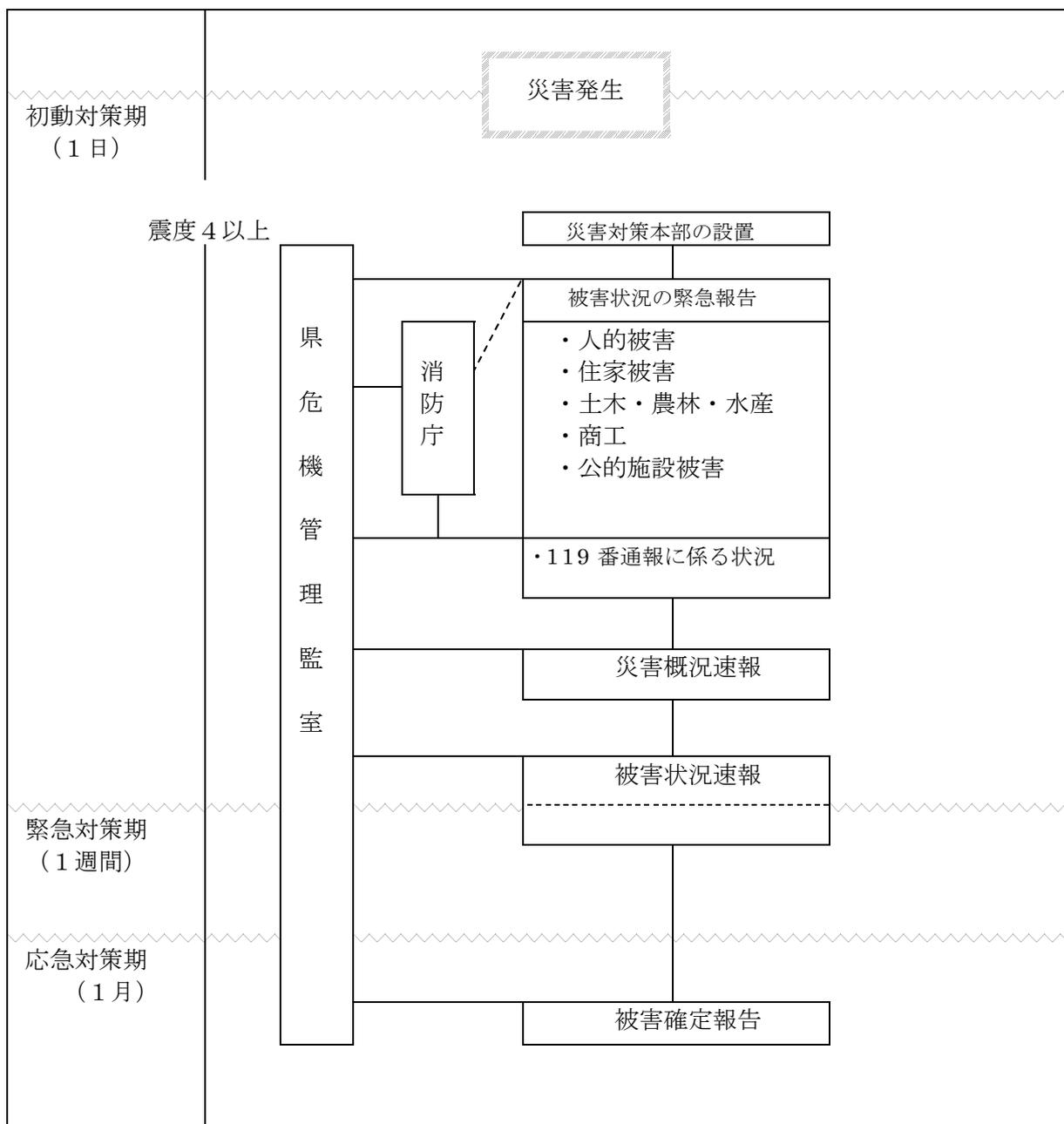


第4章 津波情報等の収集・伝達

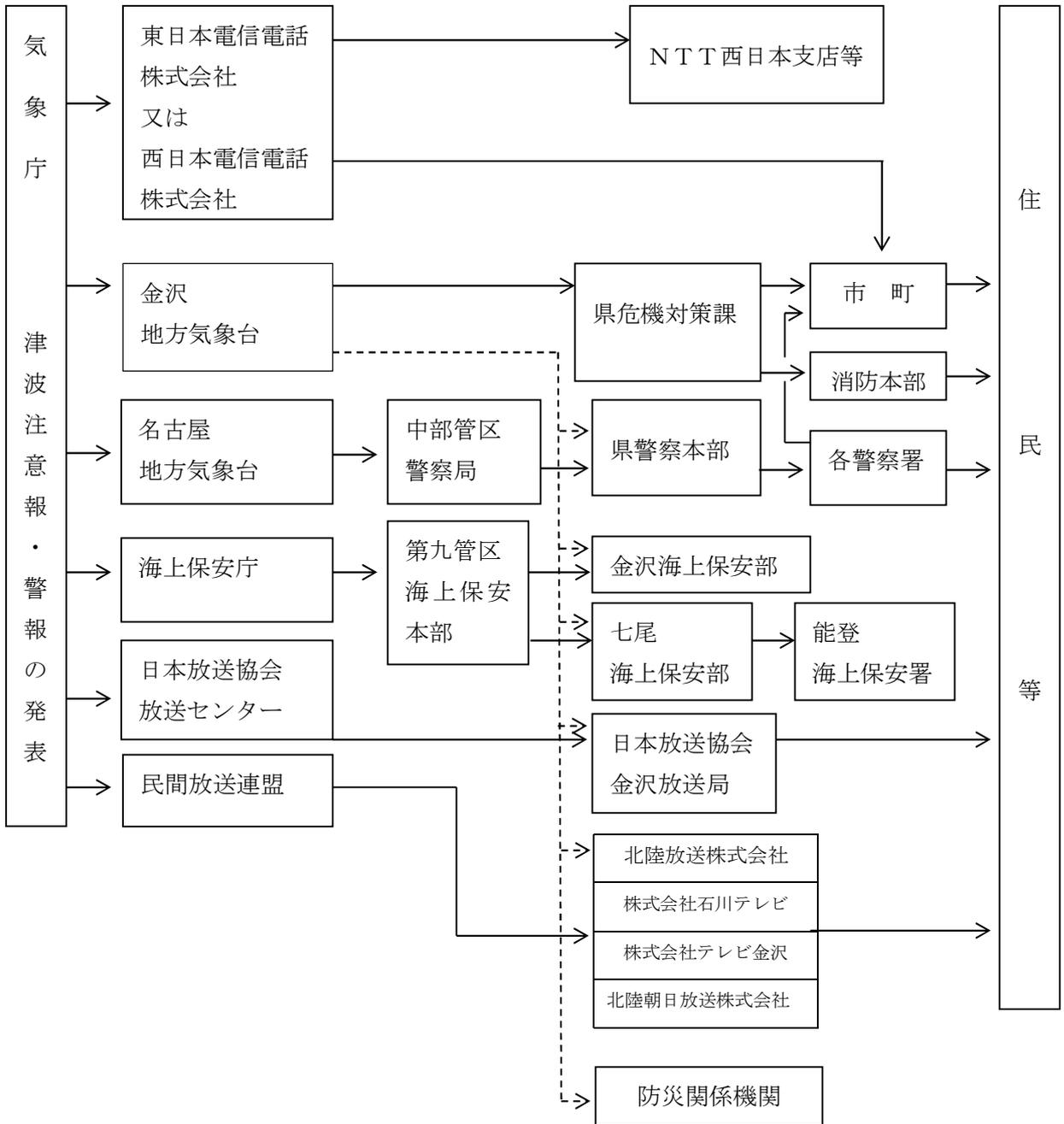
1 津波情報等の収集・伝達

石川県総合防災情報システム、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ・ラジオ、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）等により津波情報等の収集及び伝達を行う。

津波情報等の収集・伝達のフロー



津波情報等の伝達詳細フロー



第5章 避難指示等の発令及び避難誘導等

1 避難指示等の発令及び避難誘導等

市は、大津波警報・津波警報等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるように、状況に応じたその伝達内容等についてあらかじめ定めておく。

また、市は、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。

さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

津波発生時の心得

- 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。
- 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報・津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。
また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。
- 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。
- 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。
- 自らが率先して避難行動をとることが、他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。
また、周辺の住民等にも声掛けをして避難を促すように努める。
- 正しい情報を、テレビ、ラジオ、広報車などを通じて入手する。
- 津波注意報でも海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。
- 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

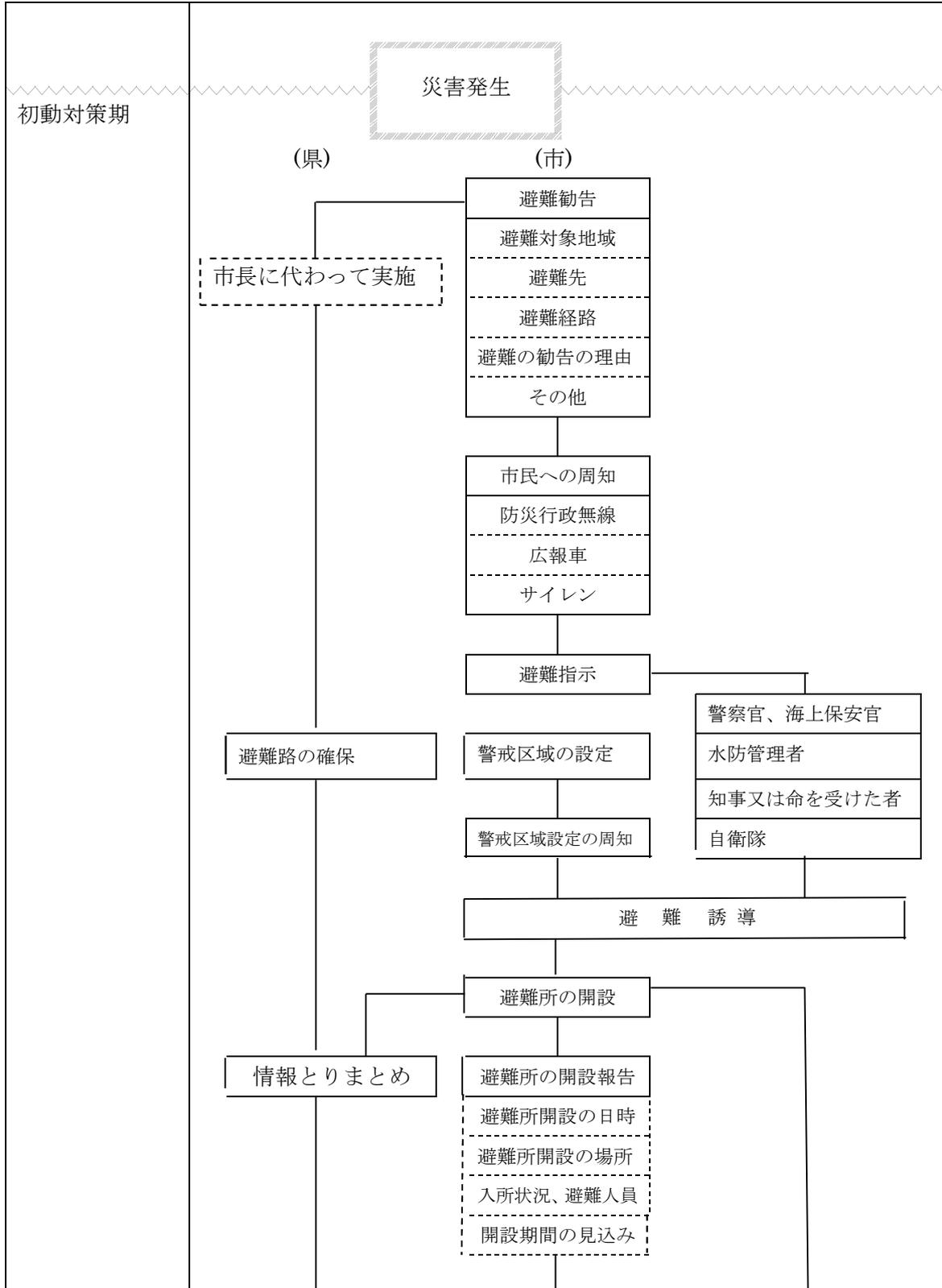
避難指示等の発令の基準

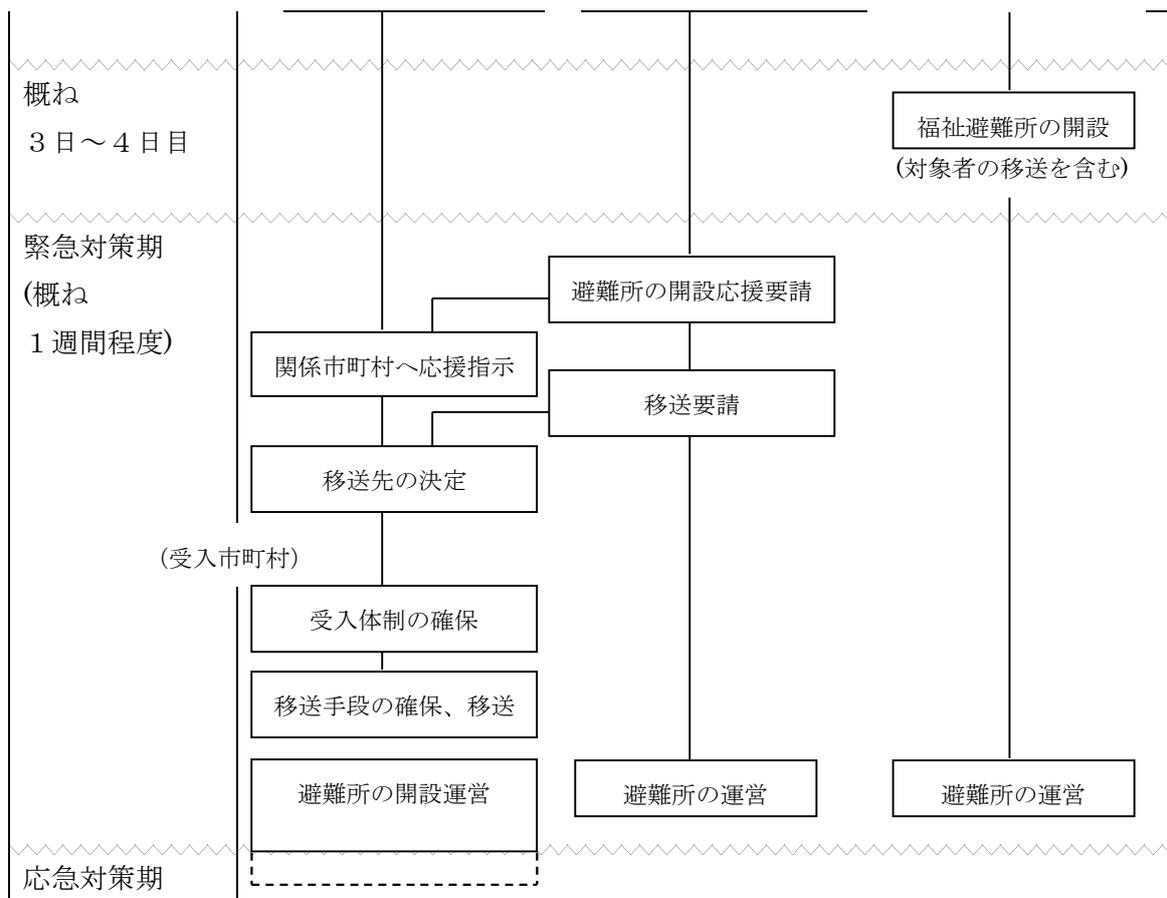
区分	発令の基準	住民に求める行動
避難指示	1 大津波警報が発表され、津波による災害が極めて重大と予想される場合 2 津波により災害が発生し、避難を開始しなければ極めて危険であると判断される場合	1 避難勧告等の発令後で住民は、確実な避難行動を直ちに実施・完了する。 2 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を行う。
避難勧告	1 大津波警報が発表され、津波による災害が重大と予想される場合 2 津波により災害が発生し、避難を開始しなければ特に危険であると判断される場合	通常の避難行動ができる者は、計画された避難施設への避難行動を開始する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを越える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなどの安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで、1mを越え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

避難指示等伝達のフロー





2 避難誘導體制

(1) 市

ア 市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路、避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

イ 市は、消防職団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導・支援等にあたる者の危険を回避するため、津波が到達するまでの時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

(2) 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市長、PTA等と協議し、飲料水医薬品等の調達及び保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期すものとする。

第6章 津波対策の教育・啓発

1 津波対策の教育・啓発

津波対策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、人的被害防止を最優先とし、市及び防災関係機関は、住民に対し、初等教育段階から社会人に至るまで、住民一人ひとりに対して、様々な機会をとらえ、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災の意識を強く持たせるよう努める。

2 住民の防災に関する知識の向上

市及び防災関係機関は、住民に対して、地震に対する防災意識の高揚を図り、自主防災体制の確立を期すため、わかりやすい防災情報の発信に努めるとともに、あらゆる機会を利用して防災に関する知識の向上を図る。

(1) 方法

ア 生涯学習教育の実施

教育内容に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、津波防災上必要な知識の向上に努める。

イ 広報媒体等による啓発

- (ア) インターネット、ケーブルテレビ、携帯電話等による啓発
- (イ) 防災マニュアル等の印刷物による啓発
- (ウ) 津波ハザードマップの活用による啓発
- (エ) 講演会や実地研修等の開催による啓発

(2) 内容

- ア 津波災害についての知識及びその特性等
- イ 津波警報等や避難指示等の意味と内容等
- ウ 要配慮者に対する配慮等
- エ 地域の津波災害等の危険度等

3 職員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、職員に対して、津波災害時における迅速かつ的確な判断力を涵養するため、あらゆる機会を利用して、講習会・現地調査等の実施や防災活動手引等印刷物の配布等により津波に関する防災教育を行う。

4 学校教育における防災教育

津波による災害は、他の災害と比較して甚大なる被害をもたらす可能性が高いため、教育委員会及び学校長は、生徒一人ひとりが的確な判断と機敏な避難行動ができるよう学校における防災訓練を実践的なものにするとともに、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教育等についても、学校の教育活動全体を通して、児童、生徒が津波に関する正しい防災知識を身につけることができるよう、継続的な防災教育を推進する。

- (1) 大規模津波災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、市及びその他関係機関、地域の住民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた、防災教育用教材やパンフレット、津波ハザードマップ等を作成・活用して、次の事項等について指導を行う。
 - ア 防災に関する知識全般
 - イ 登下校中又は在宅中に津波が発生した時の避難の方法
 - ウ 学校の立地条件、環境及び地域の危険箇所等に関する知識
 - エ 要配慮者に対する配慮
 - オ 地域の津波災害等の危険度

第7章 避難訓練

1 避難訓練

市及び防災関係機関は、地震災害予防に万全を期するため、単独又は共同して、津波発生時における救助、避難、通信等の効果的方法を検討し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

また、特により多くの市民に参加を求めて、自主防災組織と協力し、津波発生時における避難等を身をもって体験できるように努める。

2 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、津波災害予防に万全を期するため、県及び他の防災関係機関等と密接な連携のもとに、単独又は共同して次に定めるところにより訓練を行う。

(1) 図上訓練

津波災害応急対策を地図を利用して、状況付与方式、ロールプレイング方式等で訓練を実施する。

(2) 実地訓練

津波災害を想定し、災害応急対策を実地で行う。

ア 総合防災訓練

市は、県及び他の防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と密接に連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び市民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、様々な訓練を総合的に実施する。

イ 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは住民、防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得て、それぞれが所管する業務に関して、防災訓練を実施する。

ウ 住民・自主防災組織の防災訓練

大津波発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。このため、住民においては、「自らの身は自らで守る」、自主防災組織においては「自らの地域は皆で守る」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練等各種防災訓練を行い、また防災活動に必要な知識、技術を取得しておく。市は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

第8章 その他の留意点

1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

次の点に留意の上、観光協会や旅館組合等関係団体と共同して、観光客、釣り客等の避難対策に努める。

- (1) 情報伝達
- (2) 施設管理者の避難対策
- (3) 自らの命を守るための準備
- (4) 避難場所の確保、看板・誘導標識の設置
- (5) 津波啓発、避難訓練の実施

2 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者は、津波等の災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。このため、自主防災組織等は、市と連携しながら寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する、地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

また、避難行動要支援者の避難対策を講じるに当たっては、避難行動要支援者となりうる要因に応じて、次の点に留意する。

- (1) 情報伝達
- (2) 避難行動の援助